

輸出用化粧品証明書発給要領

1. 証明の対象者について
西日本化粧品工業会の会員会社に限る。
2. 証明書の発行手数料について
1枚につき1,000円

特にご注意いただきたい点を
青字で記載しています。

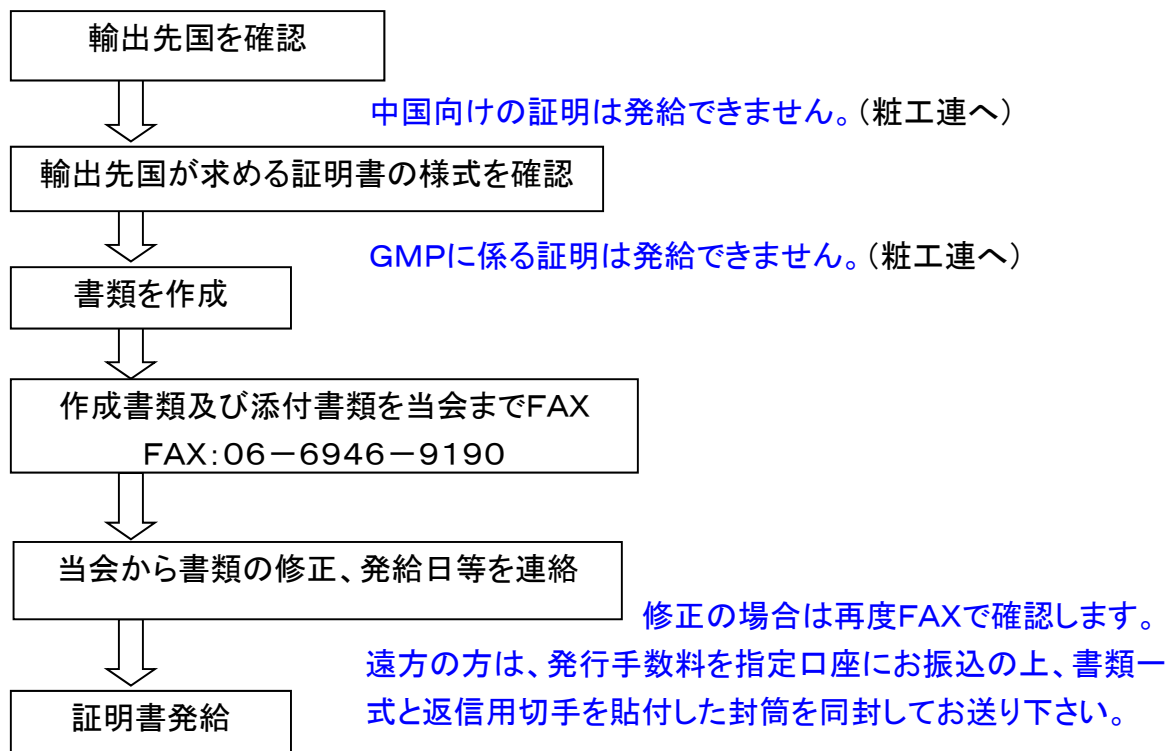
なお、集金方法は次の通りとします。

証明書を手渡しにより発行する場合 — 現金

証明書を郵送により発行する場合 — 銀行振込

<振込銀行> 西日本化粧品工業会輸出証明 寒川裕士
(ニシカコウユシュツショウメイ)
三菱UFJ銀行 上町支店 普通口座 No.3931518
送金手数料は、各自ご負担ください。
入金確認後交付させていただきます。

3. 証明書発給所要時間
7日以内(土、日、祝日、年末・年始休暇及び書類調整期間並びに証明者の海外出張日を除く)
4. 発給までの流れ



5. 作成書類及び添付書類

証明書は、輸出先国の求めにより適切な様式を選択し、文字等の大きさは、できる限り様式に合せて下さい。作成書類の様式は全てホームページからダウンロードできます。
また、詳しい作成方法は、ホームページに掲載の記載見本をご確認ください。
ホームページURL <http://www.wj-cosme.jp/certificate/index.html>

区分	作成書類及び添付書類	WJ-COSME Form No.				
		2 1	2 2	3	4 1	4 2
作成書類 ★1	1.化粧品証明書発給申請書(西化工様式1)	○	○	○	○	○
	2. 製造販売業に関する証明 (WJ-COSME Form No.2-1)	○				
	3. 製造業に関する証明 (WJ-COSME Form No.2-2)		○			
	4. 製造(輸入)及び販売に関する証明 (WJ-COSME Form No.3)			○		
	5. 製造販売業者の製造(輸入)に関する証明 (WJ-COSME Form No.4-1)				○	
	6. 製造業者の製造(輸入)に関する証明 (WJ-COSME Form No.4-2)					○
	7.誓約書(西化工様式5)			○	○	○
添付書類	8.化粧品製造販売業の許可証の写し	○		○	○	
	9.化粧品製造業の許可証の写し		○	○	○	○
	10.化粧品製造販売届書(届出事項変更届書を含む)の写し★2 ※都道府県の受理印が押されたもの			○		
	11. 輸出用化粧品製造(輸入)届書(変更届を含む)の写し ※届書の中で化粧品製造販売届書との関連付けが必要 ※総合機構の受理印が押されたもの ※製品名が輸出用名称(英名等)の証明の場合のみ必要			△	○ ★3	○ ★3

◆郵送の場合には以下の書類も提出して下さい。

- ・発給手数料振込み時に銀行が発行する「利用明細」又は「振込金受取書」等、振り込みが完了していることが判るもののコピー
- ・返信用封筒(切手貼付、宛先記入済のもの)
- ★1 コピー予防用紙で作成して下さい。
- ★2 製品名を確認することができる以下のいずれかの写しでも可能
※都道府県の受理印が付されたものに限る
 - ・化粧品製造(輸入)製品販売届書

- ・化粧品製造(輸入)製品届書
- ・化粧品製造販売承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品製造(輸入)承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品品目追加(変更)許可書

但し、成分及び分量又は本質欄並びに規格及び試験方法欄の記載内容については、遮蔽してコピーしたものでも可。

★3 製品名を確認することができる以下のいずれかの写し

- ・化粧品製造販売届書(届出事項変更届を含む)
- ・化粧品製造(輸入)製品販売名届書
- ・化粧品製造(輸入)製品届書
- ・化粧品製造販売承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品製造(輸入)承認書(一部変更承認書を含む)
- ・化粧品品目追加(変更)許可書
- ・輸出用化粧品製造(輸入)届書(変更届を含む)

6. 留意事項

① 当会から発行する証明は輸出のために発行したものです。輸出以外の目的には使用しないで下さい。販売会社及び代理店等にも目的外使用をしないよう徹底してください。

② WJ-COSME Form(No.3, 4-1, 4-2)の Products 欄への記載は、次の中から選択してご記入ください。証明書1枚につき Products 欄に記載する製品数は10品目以内として下さい。なお、和文販売名と輸出用名称(英名等)を併記する場合は、5品目以内として下さい。

i. 和文販売名を記載する。

ii. 輸出用名称(英名等)を記載する。

iii. 和文販売名と輸出用名称(英名等)を併記する。この場合、和文販売名の下に()を付けて輸出用名称(英名等)を記載してください。

※この場合、添付資料としては、「化粧品製造販売届書」及び「輸出用化粧品製造(輸入)届書」の両方をご提出ください。